

東郷町農地改良指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東郷町内の農地において農地改良を行おうとする者に対し適正な指導を行うことにより、隣接する農地、道水路等への被害防止、農地の保水機能を維持し、もって農地の秩序ある利用と保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 農地改良 農地の生産力増強又は作業効率向上のために行われる埋立て盛土、掘削等の行為で、次に掲げる全ての要件を満たしているものをいう。
 - ア 農地所有者又は耕作者の意思により行うものであること。
 - イ 耕作に適する土(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く。)を用いて埋立て盛土する行為、切り下げる行為、又は土壌を掘削して環境汚染がなく作物の生育に支障のない堆肥等(肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する特殊肥料、地力増進法(昭和59年法律第34号)第11条第1項に規定する土壌改良資材等をいう。)を投入する行為であること。
 - ウ 耕作に支障がない時期に短期間で行うものであること。

(届出)

第3条 農地改良を行おうとする者(土地所有者又は耕作者。以下「届出者」という。)は、事業実施前に農地改良届出書(様式第1号)を農業委員会に提出するものとする。

2 農地改良届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1程度のものに届出地を朱書明示)
- (2) 地番表示図(縮尺500分の1程度のものに届出地を朱書明示)
- (3) 届出土地所有者が確認できる書類(土地登記記録全部事項証明書等)
- (4) 現況及び計画の平面図(配水計画明記)、同縦断面図(道・水路との取付け、境界、盛土・切土高及び法勾配を明記)
- (5) 現況及び計画の排水図(流末を明示)
- (6) 土砂等の搬入・搬出経路図
- (7) 届出地が土地改良事業の受益地の場合は、愛知用土地改良区第二事務所発行の農地改良協議済書
- (8) 請負により行う場合は、業者の見積書の写し
- (9) 工程表
- (10) 道路、水路等管理者の許可が必要な場合は、その許可書の写し
- (11) 土地所有者以外の耕作者が行う場合は、土地所有者の同意書
- (12) 誓約書(様式第2号)
- (13) その他農業委員会が必要と認める書類

3 前条第2号に規定する要件を満たさない場合、又は農地以外の利用であると判断される場合は、農地法に基づく所要の手続きを行うものとする。

(指導基準)

第4条 第2条第2号イ、ウに規定する農地改良の埋立て盛土高、時期等及び前条に規定する届出は、別に定める指導基準に合致しなければならない。

(受理通知)

第5条 農業委員会は、届出内容が前条に規定する指導基準に合致し適正であると認められるときは、届出者に対して農地改良届出受理通知(様式第3号)により受理した旨を通知し、農地改良届出済標識(様式第4号)を交付する。

2 農業委員会は、受理に当たっては適正な施工管理の徹底を図るため条件を付することができる。

(監視、指導等)

第6条 農業委員会は、農地改進黨業中、必要に応じて届出者との面談や現地調査を行い、施工状況の監視、指導に努めなければならない。

2 農業委員会は、届出者に指示書(様式第5号)等により指導・助言することができる。この場合において、届出者は農業委員会の指導等に従うものとする。

(取下届)

第7条 届出者は、当該行為を取り下げようとするときは、取下届(様式第6号)を農業委員会に提出するものとする。

(廃止届)

第8条 第5条の規定による受理通知を受けた者は、事業途中で当該行為を廃止したときは、同条の規定により交付された受理通知書及び農地改良届出済標識を添えて、廃止届(様式第7号)を農業委員会に提出するものとする。

2 事業を廃止したときは、届出者は速やかに届出地を届出前の現況に復旧しなければならない。

(完了届、確認)

第9条 届出者は、事業を完了したときは、速やかに事業完了届(様式第8号。以下「完了届」という。)を農業委員会に提出するものとする。

2 完了届には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 完了平面図
- (2) 完了縦断面図(着手前及び完了後の高さ明示)
- (3) 排水図(流末明記)
- (4) 事業着手前、事業中及び完了写真
- (5) 請負により行った場合は、業者の領収書の写し

3 農業委員会は、完了届が提出されたときは、現地調査を実施し、農地改良の完了を確認するものとする。

(届出者の責任及び義務)

第10条 届出者は、農地改良の施工後において、法、排水路を含め農地等の適正な維持管理に努めなければならない。

2 農地改良の施工により、付近の農地、農産物、配水施設、道水路等に溢水、漏水や土砂流失等により損害及び被害を与えた場合は、届出者が補償及び復旧の義務を負うものとする。

3 その他農地改良に伴い発生した苦情等は、届出者が誠意をもって速やかに解決を図ること。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。